

# 介護予防・日常生活支援総合事業が 始まります

当別町福祉部福祉課（平成29年1月30日）

# 1 介護保険制度の動向について

## 平成27年4月に行われた介護保険制度の改正の主な内容について

### ① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

#### サービスの充実

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化

#### 重点化・効率化

① 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- \* 段階的に移行(～29年度)
- \* 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- \* 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定  
\* 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

### ② 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

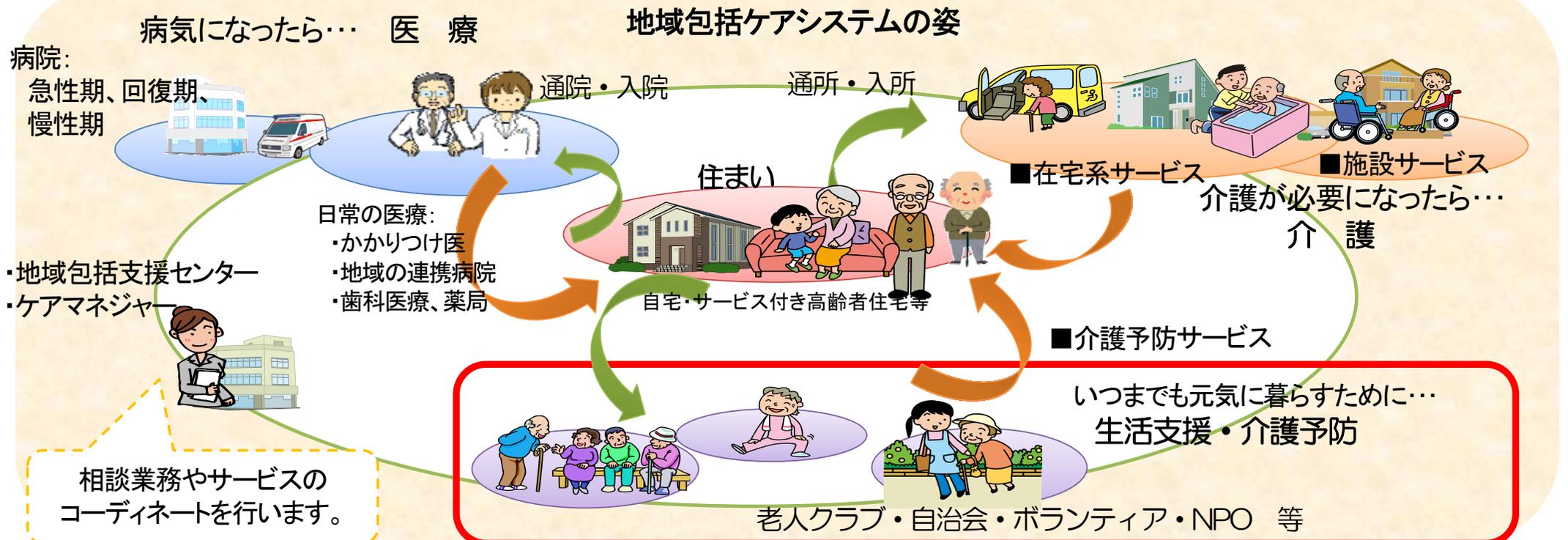
#### 重点化・効率化

- ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
- ② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



# 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方

高齢者（特に後期高齢者）人口の増加と介護人材不足に対応



## 介護人材（専門職）の集中化

プロの介護は、重度な介護（身体介護）を必要とする方へシフト

## 生活支援や通いの場の創出

市民ボランティアを含む多様な担い手による、調理・買物・掃除やゴミ出し、電球交換などの生活支援やサロン等の通いの場などの多様なサービスの創出

市町村が実情に合わせて実施

## 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

### 予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など

移行

### 新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
  - ・多様な担い手による生活支援
- ・通所型サービス
  - ・ミニデイなどの通いの場
  - ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・生活支援サービス(配食・見守り等)
  - ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

従来通り  
予防給付で行う

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進  
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

# 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者

① 介護認定において、「要支援1」または「要支援2」の認定を受けた方

② 「基本チェックリスト該当者」

\* 基本チェックリストについては後ほど説明します。

## 2 当別町における新しい総合事業の実施について

# 当別町の基本的な考え方

当別町では次の基本的な考え方に基づいて、総合事業を実施していきます。

★高齢者が自分自身の能力を最大限生かしつつ、住み慣れた地域でいつまでの安心して日常生活を営むことができるよう、自立に向けた支援を行う。

➡これまでのサービスを維持しつつ、高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らせるためのサービスや事業を創出する。

★事業所・社会福祉法人・ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する。

➡有償ボランティア制度(地域支援サポーター、買物支援)の確立による新たな担い手づくり。

➡「支えられる側」から「支える側」へ、地域に埋もれている担い手を発掘する。

# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

当別町では、      の部分についてH29年度から開始します。

## 介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
  - ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

### 訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
- ・多様なサービス

- ①訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

### 通所型サービス(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
- ・多様なサービス

- ①通所介護(デイサービス)
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

### その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

### 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

## 一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

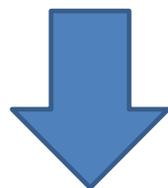
※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

## 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

現行の訪問介護・通所介護相当のサービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

① 通所介護（デイサービス）



- 「要支援」と認定を受けた方は、今まで通りサービスを受けることができます。
- 「事業対象者」と特定された方も、サービスを受けることができます。

利用者負担は？

- 従来のデイサービス・ホームヘルプサービスと同じです。  
＝ 1割または2割＋食費などの実費負担

## ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

- 新しく開始いたします。
- 「要支援」と認定された方は利用することができます。
- 「事業対象者」と特定された方も、利用することができます。

「緩和した基準」とは？

- サービスを提供する時の「人員」や「施設」等の基準です。
- それぞれの市町村で設定することができるようになります。

利用者負担は？

- 「要支援1」「事業対象者」の方 1回あたり329円＋事業者ごとの実費負担
- 要支援2(事業対象者)の方 1回あたり337円＋事業所ごとの実費負担

## ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

平成29年度から新しく行われるサービスです。



- 通うことで運動機能の向上を目的としています。
- 1日3時間程度の利用となります。
- 場所は「さくら」(弥生)です。

- その方の要望に合わせたメニューを提案します。例えば、農作業、レストランの手伝いなど作業や生きがいづくりを目的としています。
- 場所は「ぺこぺこの畑」(太美町)です。

\*写真はイメージです

# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

当別町では、      の部分についてH29年度から開始します。

## 介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
  - ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

### 訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
  - ①訪問介護(ホームヘルプサービス)
  - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
  - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ・多様なサービス
  - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
  - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

### 通所型サービス(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
  - ①通所介護(デイサービス)
  - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ・多様なサービス
  - ③通所型サービスB(住民主体による支援)
  - ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

### その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

### 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

## 一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

## 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

# 一般介護予防事業

- 北海道医療大学と共同で作成した介護予防のための体操を、高齢者クラブを中心に広く地域に普及しま

体操の普及



- 健康づくりや介護予防に関する情報を、地域の会館などに出向いてお伝えします。

康福祉 出前  
講座



- 地域のボランティアが中心となり、で月1回の集いを開催しています。
- 当別地区(友遊会)
- 太美地区(かすみ草の

集い)  
防事業



## 一般介護予防事業

平成29年度から新しく行われます。

地域生活  
サポーター  
活動支援事業

- 地域支援サポーター（有償ボランティア）による、生活支援サービス（家事・外出・見守り等の支援）を行います。

買物支援  
サービス事業

- 御用聞きサポーター（有償ボランティア）による買物の支援を行います。

# 相談・申請の窓口について

当別町総合保健福祉センター ゆとろ

福祉課  
介護サービス係  
☎ 23-3029

当別町地域包括  
支援センター  
☎ 25-5152

●来所が難しい場合は地域包括支援センター職員が家庭訪問し、ご相談に応じることも可能です。

# 基本チェックリストと事業対象者に該当する基準①

NO.	質問項目			事業対象者の基準	
1	バスや電車、車を運転して1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	/	複数の項目に支障 1～20の質問項目中 10点以上に該当
2	自ら外出し、日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	自ら預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	運動機能の低下  6～10の質問項目中 3点以上に該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	低栄養状態  11、12の質問項目と も 該当	
11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長      cm    体重      kg    (BMI=      )(注)				

## 基本チェックリストと事業対象者に該当する基準②

NO.	質問項目				事業対象者の基準	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		1. はい	0. いいえ	口腔機能の低下	複数の項目に支障 1～20の質問項目 中10点以上に該当
14	お茶や汁物等によくむせることがありますか		1. はい	0. いいえ	13～15の質問項目中 2点以上に該当	
15	口の渇きが気になりますか		1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか		0. はい	1. いいえ	閉じこもり	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか		1. はい	0. いいえ	質問項目16または2点 とも該当	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるといわれますか		1. はい	0. いいえ	認知機能の低下	18～20の質問項目中 1点以上に該当
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか		1. はい	0. いいえ		
21	21～25は、ここ2週間の様子でお答えください。  (若い頃と比べて、歳をとってからずっとという場合は該当しません)	毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	うつ病の可能性	21～25の質問項目中 2点以上に該当
22		これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23		以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24		自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25		わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

# 基本チェックリストの実施対象者と要介護認定申請の対象者

主治医意見書、訪問調査の必要はありません

区分		基本チェックリストの実施	要介護(要支援)認定申請書の提出
新規		訪問サービス・通所サービスの <sup>のみ</sup> 利用したい方	訪問サービス・通所サービス <sup>以外</sup> のサービスを利用したい方
更新	要介護認定者	すべて認定申請	
	要支援認定者	訪問サービス・通所サービスの <sup>のみ</sup> 利用したい方	訪問サービス・通所サービス <sup>以外</sup> のサービスを利用したい方
区分変更		状態の悪化の場合はすべて認定申請	
第2号被保険者		すべて認定申請	

# 対象者別の利用可能なサービスについて

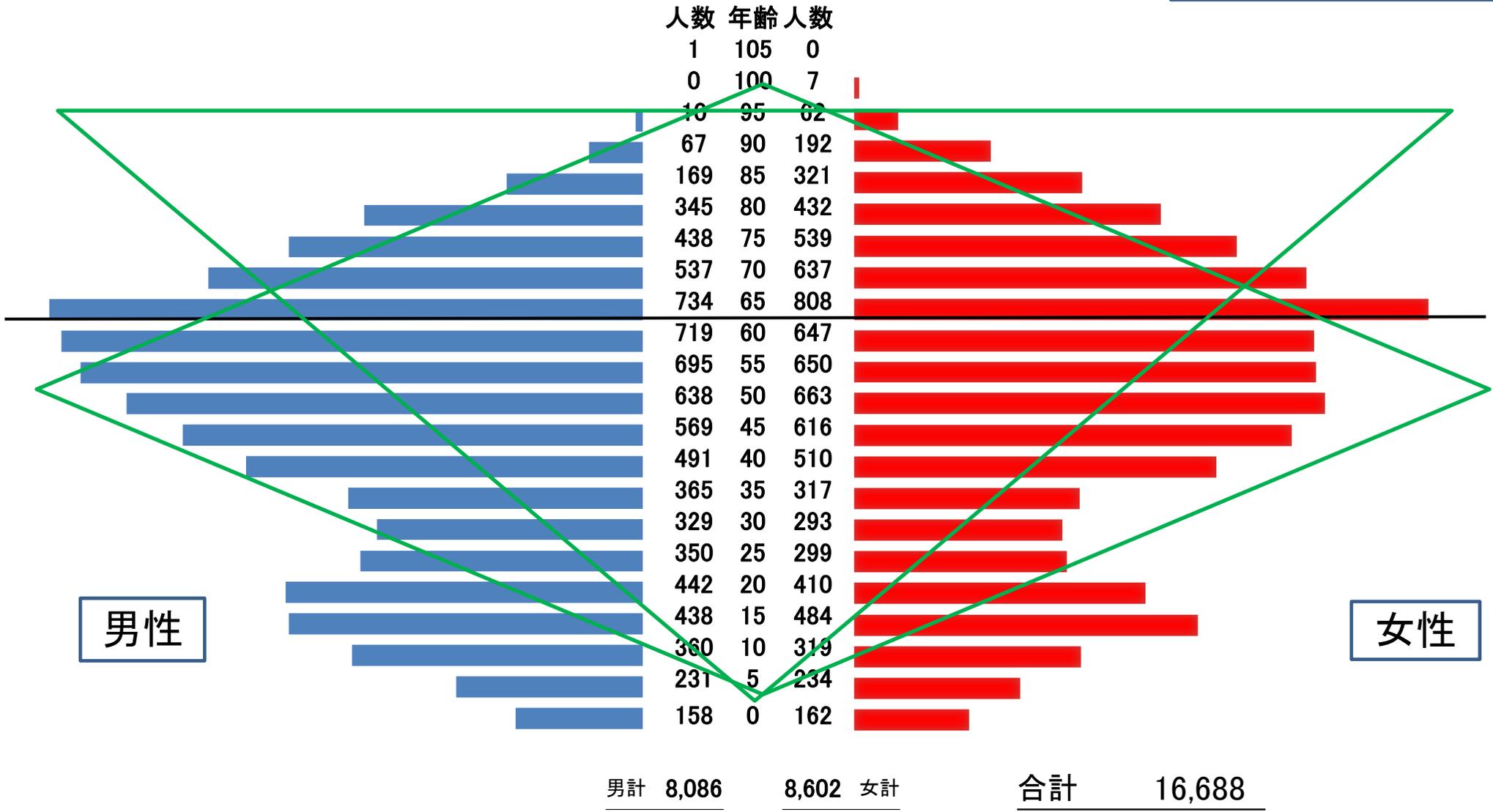
サービスの種類		要介護	要支援	事業対象者	非該当
介護給付		○	×	×	×
介護予防給付 (福祉用具貸与、医療系サービス等)		×	○	×	×
介護予防・生活支援 サービス事業	介護予防訪問・通所 サービス(現行相当)	×	○	○	△
	通所型サービスA	×	○	○	△
一般介護予防事業		○	○	○	○

△は基本チェックリスト実施により該当した場合は可

# 今後の課題

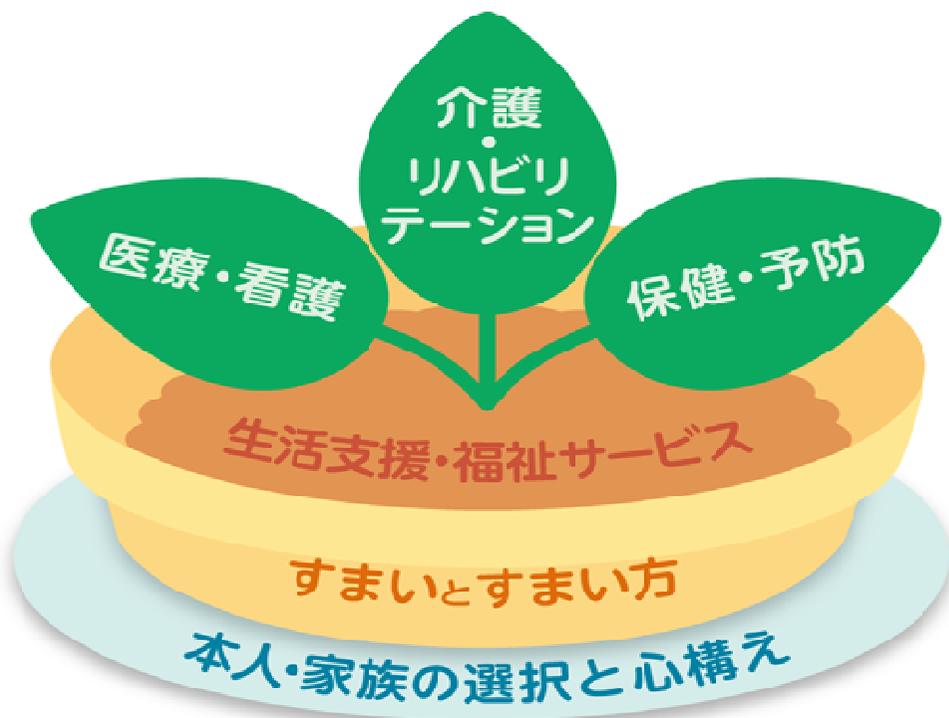
# 当別町の人口ピラミッド(平成28年9月末現在)

高齢化率: 31.8%



## 支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。
- 自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



**自助：**・介護保険・医療保険の自己負担部分  
・市場サービスの購入  
・自身や家族による対応

**互助：**・費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

**共助：**・介護保険・医療保険制度による給付

**公助：**・介護保険・医療保険の公費（税金）部分  
・自治体等が提供するサービス

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)より

今後、自分自身ができることは何だろう

**自助**：  
・介護保険・医療保険の自己負担部分  
・市場サービスの購入  
・自身や家族による対応

健康づくり

介護予防

社会参加

生きがいづくり

**互助**：  
費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの  
支援、地域住民の取組み

町内会活動

ボランティア活動

## 今度の展開

当別町の実情に合った新たなサービスの開発・  
検討を平成29年度以降も継続して実施して  
いきます。